

(仮訳)

## 商務省規程

2024年から2026年までの茶製品に対する  
世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当  
に対する納税権取得証明書の発行に関する  
2023年商務省規程

---

2024年から2026年までの茶製品の輸入に対する世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当に対する納税権取得証明書の発行に関する基準、方法及び条件を、2004年11月30日の内閣決議、および2023年11月21日の農業・協同組合政策・開発計画委員会の第2/2566回会議の決議に適合するよう定め、さらに2021年関税定率法(第7版)により改正増補された1987年関税定率法に適合させるよう定めることが適切であるため、

タイ王国への商品の輸入に関する商務省告示(第115号)1996年により改正増補されたタイ王国への商品の輸入に関する商務省告示(第111号)1996年の第4条の第3段落の権限に基づき、商務大臣が以下の通り規程を制定する。

第1条 本規程を「2024年から2026年までの茶製品に対する世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当に対する納税権取得証明書の発行に関する2023年商務省規程」と称す。

第2条 本規程を官報掲載日の翌日より施行する。

第3条 本規程における用語の意味は以下の通りとする。

「証明書」とは、世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく割当に対する納税権取得証明書を指す。

「茶」とは、風味付けするか否かを問わず、HSコード分類0902.10.10、0902.10.90、0902.20.10、0902.20.90、0902.30.10、0902.30.90、0902.40.10、及び0902.40.90を意味する。

第4条 本規程に基づき証明書を発行する茶は、世界貿易機関(WTO)の加盟国を原産国とし、かつそこから輸送されていなければならない。

第5条 証明書の申請権限者は、下記の資格を有すること。

- (1) 第6条の(6)による割当結果の告示に基づく輸入量の割当を受けている者
- (2) 第14条の第2段落に基づき証明書の発行を停止されている者ではないこと

第6条 2024年から2026年までの茶の輸入量の割当は以下の通りとする。

- (1) 割当量の合計は年間625トンを超えない量とする。
- (2) 割当の申請者は以下の資格を有すること。
  - (a) 法人であり、事業目的に茶又は農作物の販売が含まれていること
  - (b) 第7条の(3) および第8条に基づく割当の申請の権限を差し止められていない者であること

(3) 茶の輸入割当申請を希望する場合、外国貿易局の輸入割当管理電子システムを通じて各回の割当量を超えない量を申請するとともに、商務省事業発展局又は同局が委任した機関が6ヶ月以内に発行した法人登記証明書の原本又はコピーを添付すること。外国貿易局が当該の法人登録に関して関連の機関と電子データベースを接続している場合またはデータベースを有している場合、外国貿易局が上記の書類の提出を免除することができる。

なお、第1回割当について、申請者は以下のいずれかの1つのグループにおいて申請すること。

- (a) 茶の輸入実績があるグループ。申請者は割当年の前年の6月から遡った36ヶ月間に、世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく茶製品の輸入実績があるグループ。
- (b) 一般グループ。申請者は世界貿易機関(WTO)農業協定における義務に基づく茶製品の輸入実績があるまたは輸入実績がないグループ。

(4) 年に3回の割当を行う。申請受付期間は次の通り定める。

(a) 2024年第1回割当に基づく2024年の証明書の発行については、本規程の官報掲載日の翌日から10公務日以内に申請すること。2025年および2026年の割当に基づく証明書の発行については、割当年の前年の12月1日から10公務日以内に申請すること。

(b) 2024年から2026年の第2回割当に基づく証明書の発行については、割当年の6月10日から10公務日以内に申請すること。

(c) 2024年から2026年の第3回割当に基づく証明書の発行については、割当年の10月10日から10公務日以内に申請すること。

(5) 外国貿易局が本規程の(1)の割当量に基づき、(3)および(4)に従って正確かつ完全な申請を行った(2)の申請者に対して、次の基準に従い輸入量を割当てるとする。

(A) 割当の基準

(1) すべての申請者の申請割当量の合計が割当量を超えない場合は、それぞれの割当申請量に従い割当てる。

(2)すべての申請者の申請割当量の合計が割当量を上回った場合は、以下の通り割当てる。

(a)第1回割当については、下記の基準の通り2グループに分けて割当てる。

茶の輸入実績があるグループには、割当年の前年の6月から遡った36ヶ月間の輸入実績に比例配分して割当てる。ただし、それぞれの申請量を上限とする。なお、輸入実績に比例配分した割当により、いずれかの割当申請者が申請した量を上回る割当量を受けた場合は、超過する量を上記の輸入履歴の比例に基づき、申請した量より少ない割当を受けた他の割当申請者に割当てる。その場合、各割当申請者が申請量に基づき完全に割当を受けるまで、又はその割当量が全て配分されるまで行う。場合に応じて、第10条に基づき割当量が差し引かれる場合は、当該の差し引かれる量を割当年の前年の6月から遡った36ヶ月間の輸入実績の比例に応じて、該当年の割当量を差し引かれない割当申請者に割当てる。ただし、各申請者の申請量を上限とする。各割当申請者が申請量に基づき完全に割当を受けるまで、又は当該の差し引かれる量が全て配分されるまで行う。

一般グループには、割当申請者にそれぞれの申請量に従い割当てる。第10条に基づき割当量が差し引かれる場合は、当該の差し引かれる量を該当年の割当られた量が差し引かれない割当申請者の申請量に比例して割当てる。各割当申請者が割当申請量に基づき完全に割当を受けるまで、又は当該の差し引かれる量が全て配分されるまで行う。

(b)第2回割当および第3回割当については、割当申請者にそれぞれの申請量に比例配分して割当てる。第10条に基づき割当量が差し引かれる場合は、当該の差し引かれる量を該当年の割当られた量が差し引かれない割当申請者の申請量に比例して割当てる。各割当申請者が割当申請量に基づき完全に割当を受けるまで、又は当該の差し引かれる量が全て配分されるまで行う。

## (B)割当量

1) 所定の割当基準に従い、第1回割当については、(1)に基づく割当量の70%を輸入実績があるグループに割当てる。割当量の30%を一般グループの申請者に割当てる

2) 所定の割当基準に従い、第2回割当については、第1回割当からの残量および第1回の返還申告量から、各割当申請者に割当てる

3) 所定の割当基準に従い、第3回割当については、第2回割当からの残量および第2回の返還申告量から、各割当申請者に割当てる

(6) 外国貿易局が割当結果を告示して関係者に通知する。

第7条 割当を受けた者が割当量の全部または一部を外国貿易局に返還する場合は、外国貿易局の茶の返還申告電子システムを通じて下記の通り使用しない量の返還を申告すること。

(1) 返還申告期間

(a) 第1回返還申告は各年の5月中まで

- (b) 第 2 回返還申告は各年の 9 月中まで
- (c) 第 3 回返還申告は各年の 12 月中まで

(2) 第 3 回返還申告に際して下記のいずれかの理由を特定すること。

- (a) 第 3 回の割当のみ割当を受けた者に限り、割当てられた量が商業的に利用するには少な過ぎるとの理由を申告することができる。なお、第 1 回または第 2 回の割当を受けた者が第 10 条に基づき割当量が差し引かれ、割当量が無くなった場合でも第 1 回または第 2 回の割当を受けた者であると見なす。
- (b) 注文をキャンセルされた、または取引相手が契約に従わないことが原因で割当量を使用できなくなったことを示す証拠書類を添えること。
- (c) 風害、水害、火災などの不可抗力による場合、証拠書類を添えること。
- (d) 事業者の経営状況および経済状況による場合

(3) (d)による理由を 2 回連続で申し立てた場合、翌年の輸入割当権限を差し止められる。

第 8 条 割当を受けた者が第 6 条の (6) に基づく割当量を使用せず、かつ第 7 条に基づく返還を申告しない場合は、翌年の輸入割当権限を差し止められる。

第 9 条 第 6 条の (6) に基づく割当を受けた者は、その割当を受ける権利を他の者に譲渡してはならない。

第 10 条 割当を受けた者は、第 6 条の (6) に基づく割当を受けた量または第 7 条に基づく返還申告した後の残量の 95%以上の割当量を使用しなければならない。なお、割当を受けた者が割当量の 95%以下を使用した場合は、翌年の割当量から使用量が満たすまで不足分を差し引く。

割当結果において、第 1 段落に基づく割当量の不足分を差し引いて、割当量が無くなった場合でも、不足分を差し引かれた割当を受けた者が当該の割当を受けた者で見なす。

第 11 条 割当を受けた者は、外国貿易局が認証した輸入茶の証明書発行電子システムを通じて以下の証拠書類を添えて、外国貿易局に提出すること。

- (1) インボイス(Invoice)の写し
- (2) 船荷証券(Bill of Lading: B/L)の写し、又は航空貨物運送状(Air Waybill)の写し、又は商品の輸送を示す他の証拠書類
- (3) 原産地証明書(Certificate of Origin: C/O)の写し、又は輸入する茶製品が世界貿易機関(WTO)の加盟国を原産国とすることを示す他の証拠書類

第 12 条 外国貿易局は、第 5 条に基づく証明書の申請権限者に対して、第 11 条に基づく正確かつ完全な申請を行った者に割当量を受けた範囲以内の証明書を発行する。

第 13 条 証明書の有効期間は発行日から 30 日間とするが、当該の証明書の発行年の 12 月 31 日を超えないものとする。

第 14 条 証明書の取得者は、毎回商品の輸入日から 30 日以内に、外国貿易局が認証した茶の輸入報告電子システムを通じて、外国貿易局に輸入の報告を行うこと。

証明書の取得者が第 1 段落に記す所定の期間内に輸入の報告を行わなかった場合、当該の証明書の取得者が正確かつ完全な報告書を送るまで、外国貿易局が次回の輸入のための証明書の発行を差し止める。

第 15 条 外国貿易局長が本規程に基づき管理を行う。

2023 年 12 月 27 日公布

(プームタム・ウェーチャヤチャイ)  
商務大臣

**【免責条項】**

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2023 年 12 月 28 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://www.dft.go.th/th-th/Detail-Law/ArticleId/27394/27394>